

平成二十七年八月十八日提出
質問 第三八五号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに
よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）に署名した。これにより「法案」は成立した。

右と、「政府答弁書一」（内閣衆質一八九第三六八号、三四八号、三二六号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第三〇三号）を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、「法案」が成立したことにより、今後政府として「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるかと何度も問うてきたが、政府は避けた答弁をなすだけで、質問に対し答えていない。当方は、「法案」実施の延期などをロシア側に働きかけるかどうか質問しているのである。現時点で、政府として成立した「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか否か、イエスカノーかで答えられたい。

右質問する。